

茨城県報

第5605号

昭和43年5月13日

(月曜日)

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規 則

ページ

●茨城県立看護専門学校学則の一部改正
(医業務課) 1

告 示

●総和町内の字区域の一部変更(地方課) ... 3

●結核予防法に基づく医療機関の指定(保健予防課) 4

●家畜伝染病の発生転帰(畜産課) 4

●ニューカッスル病予防の移動禁止区域等
の一部改正(〃) 5

●昭和43年度定期種牡畜検査の施行(〃) ... 6

●農地法に基づく土地配分計画(拓務課) ... 8

●小場江堰土地改良区の大場土地改良区吸
収合併の認可(耕地第二課) 9

●大場土地改良区の解散(〃) 9

●菅生沼土地改良区の定款変更(〃) ... 9

●牛久沼土地改良区の定款変更(〃) ... 9

●小橋政蔵ほか34名土地改良事業(共同施
行)の認可(〃) 9

●高塚惣一郎ほか1名土地改良事業(共同
施行)の認可(〃) 9

●道路の区域変更(2件)(道路補修課) ... 10

●道路の供用開始(〃)(〃) 11

●木材業者等の登録(県北農林事務所) 11
(選挙管理委員会)

●県住民による県条例の制定または改廃請
求等のさいにおいて連署を要すべき県議
会議員及び知事の選挙権を有する者の法
定数 12

公 告

●第21期茨城県地方労働委員会委員の任命
(労政課) 13

●県有林立木の公売について(林政課) 14

●土地立ち入り測量(6件)(監理課) 15

●水戸都市計画駅南土地区画整理事業の事
業計画の変更(計画第一課) 18

●鹿養台団地土地区画整理事業の換地処分
(〃) 18

●建築許可に関する聴聞(3件)(建築課) ... 18

正 誤

●昭和42年3月30日号外(4)茨城県行政組織
規則の一部改正及び茨城県事務委任規則
の一部改正中 20

●昭和43年4月1日号外(3)職員の給与に関
す規則の一部改正及び茨城県勤労福祉施
設資金貸付規程の一部改正中 20

規 則

茨城県規則第33号

茨城県立看護専門学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県立看護専門学校学則の一部を改正する規則

茨城県立看護専門学校学則(昭和40年茨城県規則第37号)の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2 科 目

科 目				時 間 数
基 礎 科 目	物	理	学	30
	化		学	30
	生	物	学	30
	統	計	学	30
	社	会	学	30
	心	理	学	30
	教	育	学	30
	外	国	語	120
	体		育	60
専 門 科 目	医	学	概 論	15
	解	剖	学	45
	生	理	学	45
	生化学(栄養学を含む。)			45
	薬理学(薬剤学を含む。)			30
	病	理	学	45
	微	生 物	学	45
	公	衆 衛 生	学	30
	社	会 福 祉		15
	衛	生 法	規	15
	看	護	学	2,655
	看	護 学 総 論		360
	成	人 看 護 学		1,665
	小	児 看 護 学		300
	母	性 看 護 学		330
合 計				3,375

看護学内訳

科 目	時 間 数			備 考
	講 義	実 習	計	
看 護 学 総 論	150	210	360	看護史及び看護倫理を含む。
看 護 概 論	60		60	
看 護 技 術	90	90	180	
総 合 実 習		120	120	
成 人 看 護 学	495	1,170	1,665	精神衛生を含む。
成 人 看 護 概 論	30		30	
成 人 保 健	60		60	
成 人 疾 患 と 看 護	405	1,170	1,575	伝染性疾患及び寄生虫疾患を含む。
内 科 疾 患 と 看 護	135	435	570	
精 神 科 疾 患 と 看 護	30	90	120	救急処置及び手術室実習を含む。
外 科 疾 患 と 看 護	90	330	420	

整形外科疾患と看護	45	90	135	
皮膚科疾患と看護	15	45	75	
泌尿器科疾患と看護	15			
婦人科疾患と看護	30	40	75	
眼科疾患と看護	15			
耳鼻咽喉科疾患と看護	15	90	135	
歯科疾患と看護	15			
保健所等実習		45	45	
小児看護学	120	180	300	
小児看護概論	15		15	
小児保健	30	180	285	保健所等実習を含む。
小児疾患と看護	75			
母性看護学	120	210	330	
母性看護概論	15		15	
母性保健	75	210	315	保健所等実習を含む。
母性疾患と看護	30			
合 計	885	1,770	2,655	

備考 保健所における実習は、全体を通じて60時間を標準として実施するものとする。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 昭和43年3月31日において現に学校で看護婦として必要な知識及び技能を修得中の者並びに同日において現に保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（昭和26年^{文部省令第1号}_{厚生}）の規定により指定された学校又は看護婦養成所で看護婦として必要な知識及び技能を修得中の者であつて将来学校に転入するものに係る教育の内容については、この規則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

茨城県告示第541号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき総和町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同町長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定より昭和43年5月14日から効力を生ずるものである。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

区 域 変 更 調 書

大 字 字 地 番

上辺見 鹿養大道南 1280の1, 1280の9, 1282の1, 1282の3, 1283の1, 1283の2, 1283の4, 1283の5, 1284の1, 1284の2, 1284の3, 1285の1, 1285の2, 1285の6,

1285の7, 1285の8, 1285の9, 1291の3, 1291の4, 1291の8, 1291の9,
1292の1, 1292の11, 1292の14, 1293の2, 1293の3, 1293の5, 1294の6,
1294の7, 1294の14, 1295の5, 1295の6, 1296, 1297の1, 1297の2,
1297の3, 1298の1, 1298の2, 1299の3, 1300の10, 1301の1, 1301の5,
1301の6, 1301の7, 1301の10, 1302の1, 1302の2, 1302の3, 1303の1,
1303の2, 1304の1, 1304の2, 1305の1, 1305の2, 1306の1, 1306の2,
1306の3, 1307の1, 1307の3, 1307の4, 1307の6, 1307の10, 1307の11,
1308, 1308の1, 1308の2, 1309の2, 1309の5, 1309の6, 1309の7,
1309の9, 1309の10, 1309の11, 1309の12, 1309の13, 1309の14, 1309の15,
1309の16, 1309の17, 1309の18, 1309の19, 1309の20, 1309の21, 1309の22,
1309の23, 1309の24, 1309の25, 1309の26, 1310の1

下辺見 六 軒 2054の1, 2054の3, 2054の4, 2055の1, 2055の3, 2055の4, 2056の1,
2056の3, 2056の4, 2056の5, 2056の6, 2062の1, 2062の4, 2063の1,
2063の5, 2063の6, 2063の7, 2063の8, 2063の9, 2063の10, 2063の11,
2063の12, 2063の13, 2063の14, 2063の15, 2063の16, 2063の17, 2063の18,
2063の19, 2063の20, 2063の21, 2063の22, 2063の23, 2063の24, 2063の25,
2065の5, 2065の8, 2066の8, 2067の2, 2067の3, 2068の2, 2068の3,
2073の4, 2074の6, 2074の7

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字上辺見字鹿養台に変更する。

茨城県告示第542号

結核予防法(昭和昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により, 次のとおり医療機関を指定した。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
日立市成沢町94の3	大 山 内 科 医 院	昭43. 4. 15
那珂郡那珂町後台527	宮 本 医 院	〃 43. 4. 15
土浦市川口町890の3	日 立 外科耳鼻科医院	〃 43. 5. 1
土浦市西大町1223の1	石 川 産 婦 人 科 病院	〃 43. 4. 18

茨城県告示第543号

家畜伝染病が次のとおり発生ならびに転帰した。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

病 名	発生(決定)月日	発生羽数	転 帰	発 生 場 所
ニューカッスル病	5 月 4 日	127羽	殺処分 127羽	西茨城郡岩瀬町

累計 18,611羽

茨城県告示第544号

昭和43年 2 月 5 日 茨城県告示第118号で告示した 茨城県家畜伝病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移動禁止区域等の指定の一部を次のように改める。

昭和43年 5 月 13 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中に 西茨城郡岩瀬町大字南飯田のうち字宮内、東畑、曲松を加え、真壁郡明野町大字有田及び大字田宿を削る。

茨城県告示第545号

茨城県種牡畜検査条例に基づく昭和43年度定期種牡畜検査を次のとおり施行する。

昭和43年 5 月 13 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 検査の目的

家畜の改良増殖を図るため種付の用に供する種雄畜の検査を実施する。

2 検査の対象となる家畜

種付の用に供する豚、めん羊及び山羊

3 検査実施地域

鹿行農林事務所管内

県南 //

県西 //

4 検査日程

(1) 鹿行農林事務所管内

検 査 日 時		検 査 場 所			検査予定数		参集人員 範囲	備 考
月 日	時 刻	郡 市	町 村	検 査 場	豚	山羊		
5 月 20 日	午前 9.30	鹿 島 郡	旭村造谷 ¹	吉 川 方	11			
"	午後 1.00	"	" 玉田	片 田 方	12			
5 月 21 日	午前 9.30	"	鉾田町鈴田	菊 地 方	4	3		
"	午後 1.00	"	" 安塚	兼 平 方	4			
5 月 22 日	午前 9.30	"	" 紅葉	井 坂 方	5	2		

"	午後 1.00	"	" 借宿	服 部 方	5			
5月23日	午前 9.30	"	大洋村上幡木	取 次 方	10			
"	午後 1.00	"	" 武与釜	飯 島 方	9			
5月24日	午前 9.30	行 方 郡	玉造町中山	山 口 方	6			
"	午後 1.00	"	" 手賀	手 賀 農 協	7	3		
5月27日	午前 9.30	"	北浦村小幡	池 田 方	4			
"	午後 1.00	"	" 両宿	境 方	5			
6月3日	午前 9.00	"	麻生町元方	今 泉 方	11			
"	午後 1.00	"	" 行方	高 木 方	13	1		
6月4日	午前 9.00	"	牛堀町牛堀	黒 田 方	5			
"	午後 1.00	"	潮来町延方	窪 谷 方	13			
6月5日	午前 9.00	鹿 島 郡	大野村林	小 沼 方	5			
"	午後 1.00	"	" 中	村 田 方	11	1		
6月6日	午前 9.00	"	鹿島町大舟津	猿 田 方	5			
"	午後 1.00	"	" 沼尾	宮 本 方	5			
6月7日	午前 9.00	"	" 清水	黒 沢 方	7			
"	午後 1.00	"	" 谷原	吉 井 方	6			
6月10日	午前 9.00	"	神栖村深芝	池 田 方	7			
"	午後 1.00	"	" 奥ノ谷	沼 田 方	9			
6月11日	午前 9.00	"	波崎町川尻	高 橋 方	4	1		
"	午後 1.00	"	" 横瀬	野 口 方	10			
計					193	11		

(2) 県南農林事務所管内

検 査 日 時		検 査 場 所			検査予定数		参集人員 範囲	備 考
月 日	時 刻	郡 市	町 村	検 査 場	豚	山羊		
5月14日	午前 9.00~ 11.00	土 浦 市	田 村 町	池島 友衛方	15		10	
5月15日	午前 9.00~ 11.00	石 岡 市	北ノ谷町	石岡家畜保健所	26		20	
5月16日	午前 10.00~ 11.00	竜ヶ崎市	塗 戸 町	高野 正衛方	15		9	
5月17日	午前 10.00~	稲 敷 郡	江戸崎町	天王町 鈴木 貞三方	6		3	
"	午後 1.00	"	美 浦 村	坪井 武二方	7		4	
5月21日	午前 10.00~ 11.00	"	阿 見 町	上郷 石井 一方	20		8	

5月22日	午前 9.00～ 11.00	"	牛久町	中柏田 河村 岩男方	10		7	
"	午後 1.00	"	荖崎村	小荖 中村 忠方	1		1	
5月23日	午前 9.00～ 11.00	"	新利根村	柳町 正一方	12		7	
"	午後 1.00～	"	河内村	源清田 宮本 正二方	5		2	
5月24日	午前 9.00～ 11.00	"	東村	下須田 黒田 治夫方	9		5	
"	午後 1.00～	"	桜川村	坂本 寛方	6		2	
5月28日	午前 9.00～ 11.00	新治郡	出島村	下軽部 飯塚 武方	16	1	12	
"	午後 1.00～ 2.00	"	"	牛渡 松葉 武方				
5月29日	午前 9.00～ 10.00	"	玉里村	玉川 農協	5		3	
"	午後 1.00～ 2.00	"	千代田村	上土田 鈴木儀三郎方	20		15	
5月30日	午前 9.00～ 11.00	"	八郷町	柿岡 八郷町公民館	30	2	21	
5月31日	午前 10.00～ 11.00	"	新治村	高岡 新治村公民館	15		9	
6月4日	午前 9.00～ 11.00	"	桜村	妻木 細田 寿郎方	18		9	
"	午後 2.00	"	"	栗原 倉田 弘方				
6月5日	午前 10.00～ 11.00	筑波郡	谷田部町	不動町 谷田部 高校	15	1	12	
6月6日	午前 10.00～ 11.00	"	伊奈村	谷井田 伊奈 役場	10		7	
"	午後 1.00～ 2.00	"	谷和原村	十和 浜野 隆一方	10	1	4	
6月7日	午前 10.00～ 11.00	"	豊里町	上郷 平泉 赴男方	20	1	9	
6月11日	午前 10.00～ 11.00	"	筑波町	北条 高橋 虎吉方	20		13	
6月12日	午前 10.00～ 11.00	"	大穂町	大曾根 飯竹 茂方	12		9	
6月13日	午前 10.00～ 11.00	北相馬郡	守谷町	守谷 守谷 農協	8		4	
"	午後 1.00～ 2.00	"	取手町	取手 吉田 一生方	4		2	
計					335	6	207	

(3) 県西農林事務所管内

検 査 日 時		検 査 場 所			検査予定数 豚 山羊		参集 人員 範囲	備 考
月 日	時 刻	郡 市	町 村	検 査 場				
6月5日	午前 10.00～ 12.00	猿島郡	境 町	境防疫指導所	13	3		
6月6日	午前 10.00～ 12.00	結城郡	石下町	石下町農協	17	0		
6月7日	午前 10.00～ 12.00	猿島郡	猿島町	猿島町役場	6	3		
"	午後 2.00～ 4.00	"	岩井町	岩井町役場	5	2		
6月10日	午前 10.00～ 12.00	結城郡	千代川村	千代川村役場	13	2		

6月11日	午前 10.00～ 12.00	古 河 市	中 田 町	今泉 浅市方	9	0		
"	午後 2.00～ 4.00	猿 島 郡	総 和 村	浜野 武方	7	0		
6月12日	午前 10.00～ 12.00	古 河 市	未 広 町	光山 浅市方	9	0		
"	午後 2.00～ 4.00	猿 島 郡	三 和 村	三 和 村 役 場	5	1		
6月13日	午前 10.00～ 12.00	結 城 郡	八千代村	八千代村役場	21	2		
6月18日	午前 10.00～ 12.00	真 壁 郡	関 城 町	関 城 町 役 場	8	1		
6月19日	午前 10.00～ 12.00	下 妻 市	下 妻	下妻子豚市場	39	3		
6月20日	午前 10.00～ 12.00	結 城 市		中沢新一郎方	7	0		
6月21日	午前 10.00～ 12.00	"		竹内喜三郎方	12	0		
"	午後 2.00～ 4.00	"		塚越 鶴治方	10	1		
6月25日	午前 10.00～ 12.00	水海道市		水海道防疫指導所	22	0		
6月26日	午前 10.00～ 12.00	"		"				
6月27日	午前 10.00～ 12.00	下 館 市		下 館 市 役 所	23	1		
6月28日	午前 10.00～ 12.00	"		"				
7月1日	午前 10.00～ 12.00	真 壁 郡	真 壁 町	真 壁 町 役 場	15	0		
7月2日	午前 10.00～ 12.00	"	明 野 町	県西家畜保健衛生所	18	3		
7月3日	午前 10.00～ 12.00	"	"	"				
7月5日	午前 10.00～ 12.00	"	協 和 町	協 和 町 役 場	19	0		
計					280	22		

茨城県告示第546号

農地法第62条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

地 区 名	所 在 地			入 植 者		法第64条ただし書の団体		備 考
	郡市	町村	字		予定売渡面積	予定売渡口数	予定売渡面積	
百 〇 の 4	東茨城郡	小川町		口	m ²	口 1	49,571 m ²	防 風 林 地

甲

乙

茨城県告示第547号

昭和43年 3 月22日付で小場江堰土地改良区から申請のあつた大場土地改良区を吸収合併することについては、土地改良法第72条第 2 項の規定により昭和43年 5 月 2 日認可した。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第548号

那珂郡大宮町大字小場に事務所をおく大場土地改良区は、昭和43年 5 月 2 日小場江堰土地改良区へ吸収合併に伴い解散したから、土地改良法第72条第 3 項の規定により公示する。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第549号

昭和43年 4 月 6 日付で菅生沼土地改良区から申請のあつた定款変更を 5 月 2 日認可した。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第550号

昭和43年 4 月18日付で牛久沼土地改良区から申請のあつた定款変更を 5 月 7 日認可した。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第551号

昭和42年 7 月28日付で 那珂郡大宮町大字石沢174小橋政蔵ほか34名から 申請のあつた土地改良事業(共同施行)については、土地改良法第95条第 1 項の規定により昭和43年 5 月 2 日認可した。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第552号

昭和42年 9 月25日付で東茨城郡小川町大字与沢1561高塚惣一郎ほか 1 名から申請のあつた土地改良事業(共同施行)については、土地改良法第95条第 1 項の規定により昭和43年 5 月 2 日認可した。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第553号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和43年5月13日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 日立御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
常陸太田市小目町字能楽 1357番地先から 常陸太田市岡田町字柳下 1701番地先まで	旧	メートル 5.0~6.0	メートル 1,434.5	
同 上	新	11.~31.0	1,485.0	

茨城県告示第554号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和43年5月13日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 亀作石名坂線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
常陸太田市真弓町鞍掛山 2004番地先から 常陸太田真弓町字諏訪下 1762の1番地先まで	旧	メートル 8.0~13.0	メートル 292.0	

常陸太田市真弓町字鞍掛山
2004番地先から
常陸太田市真弓町字諏訪下
1762の1番地先まで

新

9.5~20.0

226.0

茨城県告示第555号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和43年 5 月13日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 日立御前山線
- 2 供用開始の区間 高陸太田市小目町字内能楽1357番地先から
常陸太田市岡田町字柳下1701番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年 5 月13日

茨城県告示第556号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和43年 5 月13日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 亀作石名坂線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市真弓町字鞍掛山2004番地先から
常陸太田真弓町字諏訪下1762の1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年 5 月13日

茨城県告示第557号

茨城県木材業者等登録条例 第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和43年 5 月13日

茨城県県北農林事務所長 黒 沢 猛 雄

第 1 種 業 者 登 録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代 表 者 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 43. 4. 24	北農林 第 3 号	多賀郡十王町山部 863		田所 隆治		住所に同じ	木 材

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第15号

直接県住民による県条例の制定または改廃請求、県事務等の監査請求及び県議の解散請求並びに県議会議員、知事、副知事、出納長、県選挙管理委員、県監査委員、県公安委員会の委員及び県教育委員会の委員の各解職請求のさいにおいて、連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

昭和43年5月13日

茨城県選挙管理委員会

委員 長 松 野 貞 夫

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定または改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 26,786人
- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 26,786人
- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 446,424人
- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

水戸市選挙区	35,300人	勝田市選挙区	12,357人
日立市	39,870人	高萩市	8,772人
土浦市	19,056人	北茨城市	10,983人
古河市	11,951人	笠間市	6,551人
石岡市	8,325人	東茨城郡南部	21,961人
下館市	11,293人	東茨城郡北部	5,280人
結城市	8,034人	西茨城郡	12,193人
竜ヶ崎市	8,123人	那珂郡	22,084人
那珂湊市	7,064人	久慈郡	13,300人
下妻市	6,024人	鹿島郡	23,561人
水海道市	7,965人	行方郡	14,191人
常陸太田市	7,790人	稲敷郡	24,239人

新 治 郡 選 挙 区	17,498人	結 城 郡 選 挙 区	10,247人
筑 波 郡 "	19,296人	猿 島 郡 "	23,888人
真 壁 郡 "	14,962人	北 相 馬 郡 "	14,275人

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 446,424人
- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事, 出納長, 県選挙管理委員, 県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 446,424人
- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 446,424人

公 告

●第21期茨城県地方労働委員の任命について

第20期茨城県地方労働委員会委員の任期が昭和43年4月30日をもって満了したので, 労働組合法第19条第7項の手続きを経て, 昭和43年5月1日付で第21期茨城県地方労働委員会委員を次のとおり任命した。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

区分	氏 名	現 職	住 所	新任 再任の別
公 益 委 員	大 谷 政 雄	弁 護 士	水戸市宮町2丁目3-1	再 任
	桜 井 武 雄	著述業, 茨大講師	新治郡八郷町大增	再 任
	関 山 忠 光	弁 護 士	水戸市宮町2丁目4-28	再 任
	長谷川 正 三	県文化福祉事業団事務理事	水戸市千波町1223	再 任
	山 本 吉 人	茨大助教授	水戸市赤塚町406	再 任
労 働 者 委 員	宇 野 文 恵	県労連議長	勝田市市毛原坪885の30	再 任
	金 成 千代松	国鉄労組水戸地方本部書記長	水戸市細谷門前1121の25	再 任
	城 地 豊 司	日立製作所日立工場労働組合執行委員長	日立市会瀬町4-15-1	新 任
	根 本 昭	全日通労働組合茨城支部執行委員長	水戸市渡里町2645の8	新 任
	井 原 俊 雄	東京電力労働組合茨城支部執行委員長	石岡市大字外野3926	新 任

使 用 者 委 員	堀 川 克 治	県経営者協会専務理事 事務局長	水戸市南袴塚町2926	再 任
	山 口 圭 一	茨城トヨタ専務取締役	西茨城郡友部町平町	再 任
	岩 崎 忠 正	日立電鉄取締役勤務部長	日立市油縄子町66の2	再 任
	山 下 悦 三	日立製作所多賀工場総務 部長	日立市河原子町 桜川社宅中2号	再 任
	井 上 恵 助	重内炭鉱常務取締役	北茨城市磯原町大塚	新 任

●県有林立木の公売について

県有立木を次のとおり公売する。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 売払物件の所在地

久慈郡里美村大字大中字寺入 小里郷県有林

2 売払物件の種類及び数量

樹 種	本 数	材 積
1 号 区		
あかまつ	439本	m^3 256.305
2 号 区		
あかまつ	593本	m^3 349.015
3 号 区		
あかまつ	479本	m^3 291.265

3 搬 出 期 間

所有権取得後7ヵ月以内

4 入札及び開札の場所

水戸市千波町県林業試験場 会議室

5 入札及び開札の日時

(1) 昭和43年 5 月27日

(2) 入札保証金受付 午前10時から11時まで

(3) 入札締切り 午前11時30分 即時開札

6 入 札 保 証 金

各自見積額の100分の5以上(現金または茨城県財務規則第115条に定めるもの)

7 契 約 締 結 期 限

昭和43年 5 月27日から昭和43年 6 月 7 日まで

8 契 約 保 証 金

- (1) 落札金額の100分の10以上の額とする。
- (2) 契約書がその義務を履行しないときは契約保証金は県に帰属する。

9 郵 便 入 札 認めない。

10 代 金 納 入

契約締結の日から20日以内とする。

指定期限までに代金を納入しないときは期間満了の翌日から納入日までの日数につき日歩 5 銭の割合で違約金を徴収する。

11 物 件 の 引 渡 し

代金完納の日から15日以内とする。ただし、前項の違約金のある場合については代金と違約金の完納の日から15日以内とする。

12 現 場 案 内

昭和43年 5 月24日 午後 1 時

13 入 札 参 加 資 格

茨城県木材業者等登録条例により登録されている者

14 入札についての注意

- (1) 入札保証金納付の際、係員に登録票を提示して下さい。
- (2) 次に該当する入札は無効となります。
 - ア 入札参加資格を有しない者及び入札条件に違反した者が入札を行なったとき。
 - イ 入札金額及び氏名が確認できないとき。
 - ウ 入札書に入札者の署名又は押印のどちらもないとき。
 - エ 入札保証金の納付のないとき又は納付金額に不足があるとき。
 - オ 入札保証金が定められた入札の時刻までにその場所に到着しなかつたとき。
- (3) 契約は契約書が作成されたとき成立します。
- (4) 入札者は入札締切前に入札箱に投入して下さい。
- (5) 落札となるべき同金額の入札者が 2 名以上あるときは、くじびきをもつて定めます。
- (6) 落札者は知事の指示した期限までに契約を締結して下さい。

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第 1 項ただし書の規定により通知があつたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 国道118号線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡山方町大字舟生字金沢, 上河原, 土橋

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年5月13日から

昭和43年12月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道太子黒羽線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡太子町大字塙字手崎, 城下, 八平

大字下金沢字関沢

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年5月13日から

昭和43年11月12日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道日立太子線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡太子町大字小生瀬字火の口, 下谷沢, 後沢

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年5月13日から

昭和43年11月12日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道須賀川太子線改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡太子町大字左貫字仲井, 仲井前
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和43年 5 月13日から
昭和43年11月12日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道伊王野町付太子線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡太子町大字上野宮字鍋渡, 西の城
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和43年 5 月13日から
昭和43年11月12日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東 海 村
- 2 事業の種類 都市計画街路石神外宿原電線街路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
那珂郡東海村大字石神外宿字東上宿, 木の下, 長町, 前谷
大字石神内宿字中谷原, 谷原, 遠原, 庚塚, 二ノ堀, 堀の内,
池ノ上, 西下宿, 寺下, 寺堀, 下小路, 中小
路, 前谷津
大字豊岡字藤山下, 柴岸, 山下, 荒屋, 宮前, 宮脇, 馬場前,
塙, 広野, 経塚前, 笠内, 恋内西, 石橋, 松山
大字白方字篠の下, 篠の上, 洞下, 鶴田, 宮下, 中谷田, 石

踏, 荒野, 馬場崎

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年5月13日から

昭和44年3月31日まで

●水戸都市計画駅南土地地区画整理事業の事業計画の変更について

昭和39年5月22日付39計画指令第29号で認可した水戸都市計画駅南土地地区画整理事業の事業計画の変更(設計変更及び資金計画の変更)を昭和43年4月25日認可したから, 土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項で準用する同条第7項及び土地地区画整理法施行規則(昭和30年建設省令第5号)第4条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 事業の名称 水戸都市計画駅南土地地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目4番27号
- 3 事業計画認可の年月日 昭和39年5月22日
- 4 事業計画変更認可の年月日 昭和43年4月25日
- 5 事業計画変更の内容 設計変更及び資金計画の変更

●鹿養台団地土地地区画整理事業の換地処分について

財団法人総和町開発公社が施行する鹿養台団地土地地区画整理事業の土地について, 昭和43年4月18日換地処分があつたので, 土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定により公告する。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和43年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和43年5月15日 午前11時
- 2 聴聞場所 鹿島町木滝佐田谷原入会字長町1—56
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m^2 をこえるもの(自動車整備工場の新築)
- 4 申請者住所氏名 水戸市千波町2770の5
水戸マツダK.K. 中野徳蔵

- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建スレート葺290 m^2 新築
原動機 5 HP新設
- 6 建築物の位置 鹿島町木滝佐田谷原入会字長町 1—56
- 7 敷地面積 943.91 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和43年 5 月16日 午後2時
- 2 聴聞場所 土浦市大字木田余字境松733
- 3 聴聞事項 住所地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m^2 をこえるもの
(フランシュ電球製作工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 東京都世田谷区経堂 1丁目38—12
近藤電気工業K. K. 近 藤 貫 治
- 5 建築物構造規模 鉄骨造 3階建スレート葺1,408 m^2 増築 既存467.2 m^2 内作業場300 m^2
原動機70HP増設 12.5HP既設
- 6 建築物の位置 土浦市大字木田余字境松733
- 7 敷地面積 1,858 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和43年 5 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和43年 5 月20日 午後2時
- 2 聴聞場所 土浦市下高津字小橋1254の 1
- 3 聴聞事項 住所地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m^2 をこえるもの
(牛乳処理場の増築)
- 4 申請者住所氏名 土浦市大字下高津字小橋1254の 1
土浦市酪農農業協同組合 戸 谷 義 次
- 5 建築物構造規模 補強コンクリートブロック造平家154 m^2 増築 既存1,081.32 m^2
原動機120HP既設
- 6 建築物の位置 土浦市大字下高津字小橋1254の 1
- 7 敷地面積 3,551.62 m^2

正 誤

昭和43年3月30日茨城県報号外(4)に登載の茨城県行政組織規則の一部改正及び茨城県事務委任規則の一部改正中次のとおり誤りがあつたから訂正する。

ページ	行	正	誤
1	下から 1	予算に関する事務	予算に関する事務を
4	下から 14	調 度 係	調 査 係
5	上から 5	において同じ。)	において同じ。)
9	上から 9	(工作物の設置を伴う新規のものを除く。)	(工作物)の設置を伴う新規のものを除く。)
〃	上から 19	土地区画整理登記令	土地区画整理登令

昭和43年4月1日茨城県報号外(3)に登載の職員の給与に関する規則の一部改正及び茨城県勤労福祉施設資金貸付規程の一部改正中次のとおり誤りがあつたから訂正する。

ページ	行	正	誤
2	下から 6	「水産試験場および水産加工研究所」	「水産試験場および水産加工研究所」
3	上から 2	職務	務職
4	別表第39 表中の改正中	別記のとおり	
〃	下から 5	(昭和37年茨城県条例第77号)	(昭和37年茨城県条例第77号
5	下から 13	における	においける
7	下から 1	保 育 室	保 有 室

別 記

①

別表第39の表中

氏 名				
3 カ月定期代 (上の3分1の額)	運	賃	等	負 担 額 の 変 更
円	円	円	円	円
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

を

()	()	()	()	()
計	計	計	計	計
()	()	()	()	()

氏 名				
3 カ月定期代 (上の3分の1の額)	運	賃	等 負 担 額 の 変 更	
円	円	円	円	円
計	計	計	計	計
()	()	()	()	()

に

改める。

(誤)

別表第36の表中

氏 名				
3 カ月定期代 (上の3分の1の額)	運	賃	等 負 担 額 の 変 更	
円	円	円	円	円
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
計	計	計	計	計
()	()	()	()	()

を

氏 名				
3 カ月定期代 (上の3分の1の額)	運	賃	等 負 担 額 の 変 更	
円	円	円	円	円
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

に

()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
計	計	計	計	計
()	()	()	()	()

改める。

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所